

文化 花 咲かそう推進プラン

— 岸和田市文化振興計画 —

第1章 プラン策定に当たって

1. プラン策定の趣旨

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定され、以降26都道府県や市町村において文化振興のための条例の制定が進みました。また、平成23年2月には「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」の閣議決定により、文化芸術の振興は国家戦略として掲げられるとともに、平成24年6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されるなど、国、地方ともに文化芸術の振興の推進が図られてきています。そのような中、岸和田市においても、平成25年4月に岸和田市の文化振興における基本原則や市民や団体、市の役割を定めた「岸和田市文化振興条例」が制定されたところです。

「文化花咲かそう推進プラン～岸和田市文化振興計画」は、条例の規定に基づき、今後進めていくべき文化振興の方向と施策を総合的に推進するため、条例に示された方向性をより具体化するものであり、このプランに沿って地域に根ざした文化の振興の推進を図るものです。

2. 文化の定義

プランで扱う文化については、「文化芸術振興基本法」に例示されている文化芸術を基本としています。ただし、文化は多様なものであり、また、時代により変化することも踏まえ、それを取り巻くさまざまな資源・財産をも含めた、総合的な文化活動の振興を図っていくこととしています。

3. プランの位置づけ

4. プランの期間

プランの期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とし、最初の4年間を種「きっかけ」、次の2年間を芽「はぐくみ」、その後の2年間を花「ひらく」の期間として設定し、平成35年度からの実る「広げる・つなぐ」へと施策の推進を図ることとしています。また、定期的に検証・評価を行うとともに、社会状況の変化やプランの進行状況などを踏まえ、必要に応じて、見直しを行いながら推進していきます。

5. プラン策定の体制

第2章 岸和田市における文化の現状と課題

1. 岸和田市の文化の背景とあゆみ

2. 文化振興の現状と課題

(1) 文化振興の現状と課題

本市では、文化団体や市民が、それぞれ自発的に、活発的に文化活動を展開しています。また、浪切ホール開設により、鑑賞機会の飛躍的な充実と多様性が広がっています。その一方で、急速に進む少子・高齢化により、文化活動を担う人材が減少し、各文化団体においても、活動の軸となる人材の高齢化、後継となる人材の育成などの課題に直面しています。

(2) 岸和田市文化に関するアンケートから見る文化・芸術活動の現状と意識

文化に関する市民の動向や意識などを調査するため「文化に関するアンケート」を実施しました。

■市民向けアンケート・・・1,050人に対して実施。 318/1,050人（回収率 30.29%）

【内訳】 16歳から75歳までの男女 1,000人・・・297/1,000人（29.7%）

文化団体経由で依頼した文化活動実践者 50人・・・21/50人（42%）

■文化団体向けアンケート・・・160団体に対して実施。112/160団体（回収率 70%）

【内訳】 育成団体 3、文化祭参加団体 34、文化会館教室 10、文化会館事業協力者・団体 30、



マドカ合唱祭参加団体 23、公民館クラブ活動60

■学校教育関係向けアンケート・・・61校・園に対して実施。50/61校・園（回収率 81.9%）

【内訳】 公立幼稚園 23、私立幼稚園 3、公立小学校 24、公立中学校 11

■保育関係向けアンケート・・・36所・園等に対して実施。20/36 所・園等（回収率 59.75%）

【内訳】 公立保育所等（注） 14、民間保育所・園 22

（注：いながわ療育園、パピースクール、子育て支援センターさくらだい を含む）

（実施時期） 平成25年11月～平成26年1月

第3章 プランの基本的な考え方

1. 文化振興の意義

市民の文化への理解を高め、確かな文化基盤を築いていくことにより、文化の振興を通じて、岸和田市まちづくりビジョンが目指すまちづくりに貢献します。

2. 文化活動の形態と振興の在り方

文化活動の形態である創造、発表、鑑賞、参加が一体的に展開され発展し、交流が促進されることが必要です。さまざまな多様性や個性を尊重しながら、市民の文化活動を中心とした文化の振興を図っていきます。

3. 文化の担い手と役割

文化とは、行政のみが担うものでなく、なによりも一人ひとりがその意義を知り、自身の人生を豊かにする上において積極的な関わりをしていくことが必要であり、行政、団体、市民が連携し、それぞれの主体に応じた活動の推進と役割を果たしていくことが求められます。そのため、条例にも示された文化の担い手と役割について、市民の役割、団体の役割、市の役割について整理しています。

第4章 文化振興の目的とプランの体系

1. 基本理念

本市文化振興審議会や、さまざまな組織体での意見交換、ならびに文化に関するアンケート調査の結果分析を踏まえ、文化活動を通じた未来を担う子どもたちの創造する力と生きる力、感性を育むことを最重点としつつ、多くの市民が文化に触れ創造活動を行うことで豊かな人間性をかんようするとともに、相互理解と交流の促進、地域のにぎわいや魅力ある都市の創出など、地域に文化の花を咲かせることを目標に、本プランの基本理念を「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」とし、施策・事業の展開を図ります。

2. 基本目標

第5章に掲げる4つの基本目標により、基本理念の達成を目指します。

3. 施策体系

第5章 施策の推進

基本目標Ⅰ 「創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む」

- ①就学前の子どもたちが文化に触れる機会の重点的な創出
- ②子どもたちに対する文化プログラムの充実
- ③小中学校などの教育機関における文化事業の推進・充実
- ④地域と学校との文化交流の促進
- ⑤子どもたちの文化活動への支援・育成
- ⑥国際交流の推進

基本目標Ⅱ 「輪を広げる」

- ①発表・鑑賞機会の充実
- ②高齢者、障害者等の文化活動の充実

③国内外の演奏家や芸術家による演奏会や展覧会の開催

④文化団体への支援

⑤文化事業への市民参画

⑥文化交流の推進

⑦生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化

⑧行政施策への文化的視点の導入と連携

基本目標Ⅲ 「まちの魅力を高める」

①歴史や文化財等への理解の促進と活用

②伝統行事の保存・継承

③自然環境や景観との調和

④文化施設の整備・充実

⑤イベントを活用した魅力あるまちづくり

⑥伝統工芸品の価値発信、新産業の創出

⑦芸術家の活動拠点の創出の検討

基本目標Ⅳ 「未来へつなぐ」

①文化の担い手の育成

②活動団体、個人の表彰制度の整備

③情報の収集、発信

④文化振興基金の活用

第6章 文化施設、公共施設

1. 文化施設の位置づけ

平成24年6月に制定された「劇場及び音楽堂等の活性化に関する法律」の目的に基づき、浪切ホール、文化会館（マドカホール）、自泉会館の公共文化施設3館の役割を整理し、連携した事業展開を図ります。

2. 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割

3. 公共施設の活用

公民館、図書館、自然資料館などの生涯学習機能の充実により、子どもたちや親子、青少年等、多くの市民が文化活動に触れる機会の充実に努めるとともに、公共施設の設置目的に反しない範囲において、市民や文化団体が主体的に行う創造活動、発表活動などの提供の機会の充実に努めていきます。

第7章 評価・進行管理

1. 計画の評価

必要に応じて、文化活動を行っている市民や団体から意見聴取を行うほか、市民意識調査や文化活動の現場の課題の把握に努め、毎年度、プランに示された施策の検証及び評価を行い、計画（plan）、実行（Do）、点検（check）、見直し（action）といったPDCAサイクルを実行していくものとします。

2. 文化振興審議会

文化振興審議会において、プランの進捗状況の点検や方向性の確認を行うほか、プランの見直しなどが必要となった場合においては、当審議会に諮ることとします。

3. 庁内文化振興連絡会議の設置

行政内部において幅広い連携体制を構築し、協力連携しながらプランの推進を図ることを目的として庁内文化振興連絡会議を設置し、さまざまな施策への文化活動視点の導入や事業連携について検討を進めます。

4. 浪切ホール・自泉会館指定管理者との連携・協力

5. 数値目標の設定